

1-5 母子生活支援施設の活用について

○国の方針・方向性

- ・これまでの母子保健を中心とした相談体制に加え、妊娠期から出産後の親子を継続的に支援する社会的養護体制の整備が求められる。
- ・母子生活支援施設は、妊娠期から産前産後のケアや親へのペアレント・トレーニングや、親子関係再構築など、多様なニーズに対応できる機関となることが求められる。

○堺市現状

母子生活支援施設において、日常生活支援・子育て支援・地域での自立した生活を見据えた就労支援などを実施
また、子どもの成長段階に応じた養育支援、学習支援を実施

○堺市の方向性と具体的取組

既存施設を活用し、本市の特定妊産婦等への入所支援を行う。

- ・特定妊婦等への産前産後期を通じた中長期のトータル支援
(出産時に上の子がいる場合は、ショートステイを利用し、生活環境を変えないことを配慮)
- ・育児のみならず地域で母親と子どもで生活するための日常生活全般の支援
- ・自立支援を主眼においた相談支援
- ・施設退所後の母親と子どもへの継続的な支援(近郊へ転居した場合等)



母子ともに入所する施設の強みを生かし安心した生活を提供し、母子の関係性を構築